

生徒指導提要の構成について

- 「生徒指導提要（改訂版）」は、第Ⅰ部総論と第Ⅱ部各論で構成されます。
- 第Ⅰ部では、生徒指導の基本的な進め方について、生徒指導の定義や目的、生徒指導と教育課程の関係性、生徒指導を支える組織体制について解説しています。
- 第Ⅱ部では、生徒指導上の各課題ごとに章立てを行い、各章のリード文で現状や各章の概要を端的にまとめ、各章の節構成は、以下の内容を基本としつつ、各章の内容に応じて、名称や節・項の構成を変更しています。詳細な目次は次のページをご覧ください。
 - 1) 関連法規や基本方針等
 - 2) 学校の組織体制と計画
 - 3) 未然防止、早期発見・対応
 - 4) 関係機関との連携体制
- 「生徒指導提要（改訂版）」は、広く学校関係者が参照できるよう、デジタルテキストとして作成しています。
- 本テキストの使い方を3ページ以降にまとめておりますので、ご覧いただくに当たり、適宜ご活用ください。

【生徒指導提要の目次構成】

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- | | |
|------------------|---|
| 1.1 生徒指導の意義 | (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等) |
| 1.2 生徒指導の構造 | (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等) |
| 1.3 生徒指導の方法 | (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等) |
| 1.4 生徒指導の基盤 | (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等) |
| 1.5 生徒指導の取組上の留意点 | (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等) |

第2章 生徒指導と教育課程

- | | | |
|---------------------|-----------------------------|------------------|
| 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程 | 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導 | 2.5 特別活動における生徒指導 |
| 2.2 教科の指導と生徒指導 | 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導 | |

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- | | |
|---------------------------|---|
| 3.1 チーム学校における学校組織 | (チーム学校、学校組織 等) |
| 3.2 生徒指導体制 | (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等) |
| 3.3 教育相談体制 | (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等) |
| 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 | (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント) |
| 3.5 危機管理体制 | (学校安全、安全教育 等) |
| 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 | (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等) |
| 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 | (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等) |

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

- 各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載。
- 各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1) 関連法規・基本方針等 | 3) 未然防止・早期発見・対応 |
| 2) 学校の組織体制と計画 | 4) 関係機関等との連携体制 |

第4章 いじめ
第5章 暴力行為
第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)
第7章 児童虐待

第8章 自殺
第9章 中途退学
第10章 不登校
第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題
第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※
※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等

生徒指導提要の使い方①

- 目次やしおりから各ページに飛ぶことができます。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導	119
第4章 いじめ	120
4.1 いじめ防止対策推進法等	120
4.1.1 法の成立までの経緯	120
4.1.2 法の目的といじめの定義	121
4.1.3 国の基本方針の策定	122
4.1.4 いじめの重大事態	
4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画	
4.2.1 組織の設置	
4.2.2 組織の役割	
4.2.3 実効的な組織体制	
4.2.4 年間指導計画	
4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造	128
4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	130
4.3.2 いじめの未然防止教育	132
4.3.3 いじめの早期発見対応	134
4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実践	137
4.4 関係機関等との連携体制	138
4.4.1 関係者の連携・協働によるいじめ対応	138

目次の各表題（青字部分）をクリックして、該当のページに飛ぶことができます。

第4章

いじめ

留意点

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会などにおいて、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が求められます。

4.1 いじめ防止対策推進法等

4.1.1 法の成立までの経緯

平成23年に発生したいじめ自殺事件を契機として、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだ

生徒指導提要の使い方②

- 目次やしおりから各ページに飛ぶことができます。

- ▲ 第I部 生徒指導の基本的な進め方
 - ▶ 第1章 生徒指導の基礎
 - ▶ 第2章 生徒指導と教育課程
 - ▶ 第3章 チーム学校による生徒指導体制
 - ▲ 第II部 個別の課題に対する生徒指導
 - ▲ 第4章 いじめ
 - ▶ 4.1 いじめ防止対策推進法等
 - ▶ 4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画
 - ▶ 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造
 - ▶ 4.4 関係機関等との連携体制
 - ▶ 第5章 暴力行為
 - ▶ 第6章 少年非行
 - ▶ 第7章 児童虐待
 - ▶ 第8章 自殺
 - ▶ 第9章 中途退学
 - ▶ 第10章 不登校
 - ▶ 第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題
 - ▶ 第12章 性に関する課題
 - ▶ 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導
- 索引



しおりの各表題をクリックして、該当のページに飛ぶことができます。

生徒指

令和

文部

第4章

いじめ

留意点

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会などにおいて、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応の生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が求められます。

4.1 いじめ防止対策推進法等

4.1.1 法の成立までの経緯

平成 23 年に発生したいじめ自殺事件を契機として、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだ

生徒指導提要の使い方③

- 文章中には、記載内容の参考となる法令、通知、ガイドライン等の名称にリンクを貼り、当該法令等が閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています。

文章中にあるピンク字の法令の名称等をクリックすると詳細が分かる外部サイトに飛ぶことができます。

1.1 生徒指導の意義

1.1.1 生徒指導の定義と目的

(1) 生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」([教育基本法第1条](#))を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」(同法第2条第2号)ことが目標の一つとして掲げられています。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導を定義すると、次のようになります。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

e-GOV 法令検索

教育基本法（平成十八年法律第二十号）

（平成27年8月1日（基準日）現在のデータ）

目次

沿革

詳細

全選択 全解除

- ☒ 制定文
- ☒ 目次
- ☒ 前文
- ☒ 本則へ
 - ☒ 第一章 教育の目的及び理念
 - ☒ 第一条（教育の目的）
 - ☒ 第二条（教育の目標）
 - ☒ 第三条（生涯学習の理念）
 - ☒ 第四条（教育の機会均等）
 - ☒ 第二章 教育の実施に関する基本へ
 - ☒ 第五条（義務教育）
 - ☒ 第六条（学校教育）
 - ☒ 第七条（大学）
 - ☒ 第八条（私立学校）
 - ☒ 第九条（教員）
 - ☒ 第十条（家庭教育）

平成十八年法律第二十号
教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

- [第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）](#)
- [第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）](#)
- [第三章 教育行政（第十六条・第十七条）](#)
- [第四章 法令の制定（第十八条）](#)

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の

（教育の目標）

- 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、
- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに

生徒指導提要の使い方④

- 文章中の専門用語等特定の単語は青字にしており、後ろに付記した数字をクリックすると脚注に飛び、用語の解説を確認できます。

特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SCやスクールソーシャルワーカー^[*7]（以下「SSW」という。）を交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見いだし、指導・援助につなげよう。

また、早期対応では、主に、学級・ホームルーム担任が生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームで対応することとなります。しかし、問題によっては、生徒指導主事や生徒指導担当、教育相談コーディネーター^[*8]（教育相談担当主任等）や教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC・SSW等の教職員が協働して校内連携型支援チームを編成し、組織的なチーム支援によって早期に対応することが望めます^[*9]。

単語に付記している数字をクリックすると、脚注に飛びます。

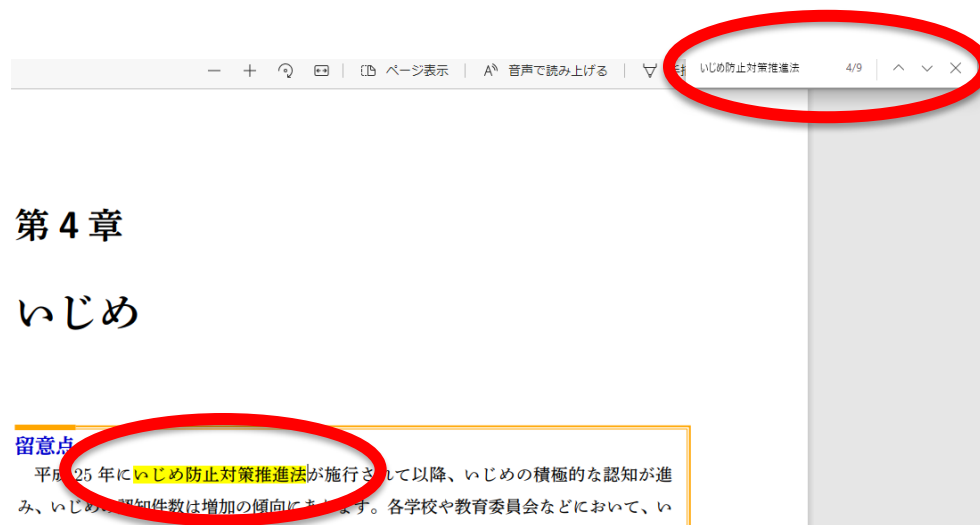
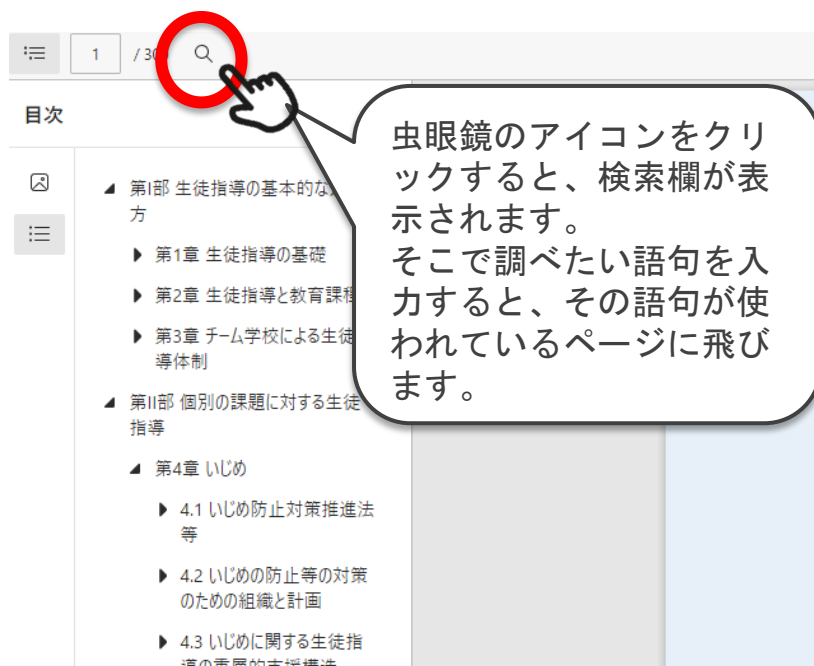
^[*7] 各学校等へ配置されるSCは、公認心理師や臨床心理士、精神科医及び児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等の中から各自治体を選考している。また、各学校等へ配置されるSSWは、社会福祉士や精神保健福祉士等及び福祉や教育の分野において、専門的な知識及び経験を有する者等の中から各自治体を選考している。

^[*8] 教育相談コーディネーターは、全ての学校に配置されているとは限らない。また、学校により名称も様々で、教育相談主任、教育相談担当と呼ばれている場合もある。本書では、それらを総称して、教育相談コーディネーターと表記する。

^[*9] 一人の児童生徒に対して、一つの支援チームを編成する。学級・ホームルーム担任に生徒指導主事や学年主任、教育相談コーディネーター等を加えた最小のチームが、機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームである。それに対して、校内の校務分掌や学年を超えた支援チームは、校内連携型支援チームである。さらに、学校と関係機関等で構成されるネットワーク型支援チームがある。（→ 3.4.2 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実例「図 3.4 支援チームの形態」）

生徒指導提要の使い方⑤

- デジタルテキスト内で語句検索を行うことができます。



生徒指導提要の使い方⑥

- 最後に索引をまとめており、索引から各用語の関連ページに飛ぶことができます。

索引

索引にある各単語のページ番号（青字）をクリックすると関連ページに飛びます。

あ		
ICD-11	270	
ICT	236	
ICT の活用	34	
アウトリーチ型支援	235	
アセスメント	90, 94, 148, 224	
安全・安心な風土	15	
い		
eヘルスネット	278	
いじめ	120	
いじめの解消	122	
いじめの定義	121, 122	
いじめ発見	135	
いじめ防止対策推進法	120	
いじめ未然防止教育	139	
ガイダンス	40	
ガイダンスとカウンセリング	26	
カウンセリング	40	
学習指導	41	
学習指導要領	39	
学習障害	271	
仮説の検証	162	
課題早期発見対応	21, 82, 89	
課題未然防止教育	20, 82	
課題予防的教育相談	82	
課題予防の生徒指導	20	
学級活動・ホームルーム活動	59, 61	
学級（ホームルーム）経営の充実	40	
学級経営・ホームルーム経営	42	
学校いじめ防止基本方針	122	

1.3.3 ガイダンスとカウンセリング

生徒指導の集団指導と個別指導に関連して、**学習指導要領**の第1章「総則」（小学校・中学校は第4、高等学校は第5款）で新設された「児童（生徒）の発達の支援」（以下、括弧内は、中学校と高等学校での表記）の「1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実」の「(1) 学級経営（高等学校はホームルーム経営）の充実」において、以下のようにガイダンスとカウンセリングの双方による支援の重要性が明記されました。

学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。